

事 務 連 絡

平成20年4月11日

日本医療機器産業連合会会長 殿

厚生労働省医政局総務課

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）の改定について」の別添の差し替えについて

今般、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）の改定について」（医政発第0401040号、厚生労働省医政局長通知）を発出したところですが、その別添に事務的な誤りがございましたので、今回送付させていただく別添の方に差し替えをお願いいたします。

また、前回の通知において、都道府県通知の写しを同封していなかったため、こちらも併せて送らせていただきます。



連絡先：医政局総務課 高島、丸茂（内線2548）